

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改 作	定 成	H25- 5-10
--------	--------	-----------

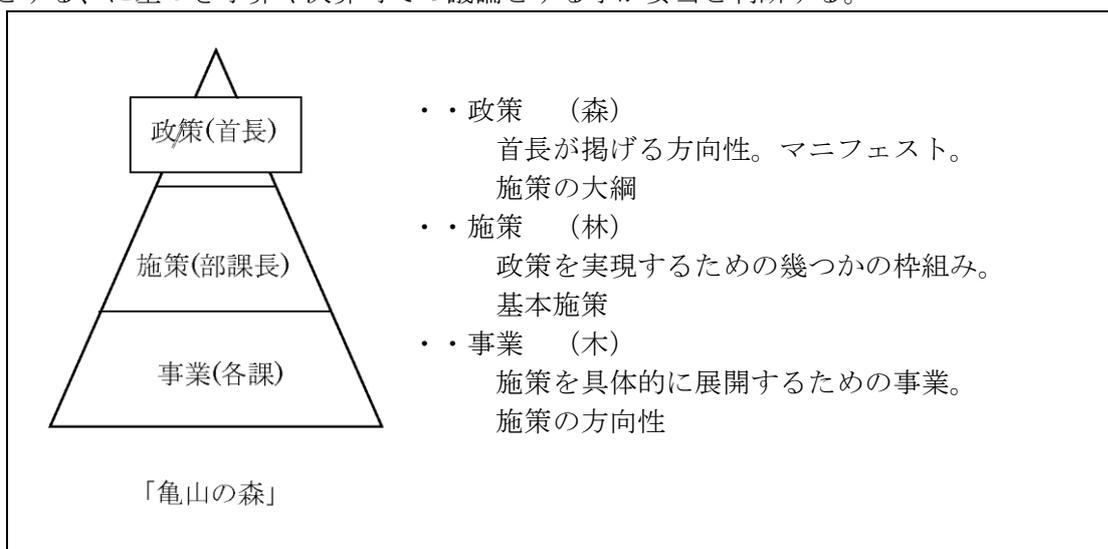
検討課題	2	市長が提案する重要な政策の定義について
区 分	A	
関連条例内容	<p>(市長の提案説明)</p> <p>第10条 議会は、市長が提案する重要な政策について、その水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 政策等を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 他の自治体の類似する政策との比較及び検討 (4) 市民参画の実施の有無とその内容</p> <p>(5) 亀山市総合計画との整合性 (6) 財源措置 (7) 将来にわたるコスト計算</p> <p>2 議会は、予算及び決算の審議について、前項の規定に準じて市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。</p>	
検討内容	市長が提案する重要な政策について、具体的な定義についての検討。 H24-4-20第5回検討部会提起、H24-8-30第7回検討部会決定	
	現状分析	議論する内容
	<p>①条例制定までに市長が提案する重要な政策についての定義が議論できていなかった。</p> <p>②理事者側からも条例制定段階で具体的な定義について説明を求められていた。</p>	<p>①市長が提案する重要な政策についての定義を検討し決定する。</p>
		<p>対応内容</p> <p>①H24-5-25第6回検討部会において、企画部長、総務部長を招き、市の政策の考え方について意見交換を行う。</p> <p>②(株)ぎょうせいと委託契約を行い、重要な政策についての考え方について検討を依頼。</p> <p>③市の考え方、ぎょうせいからの報告に基づき、重要な政策の定義内容を検討。</p>
	<p>【重要な政策の定義】については次の通りとする</p> <p>●10条に掲げる「重要な政策」については、基本計画における「政策」「施策」「事業」のうち、「政策」「施策」とする。(下図「亀山の森」参照)</p> <p>●「事業」については、施策に基づく行政のアウトプットになり、事業の策定義務は行政サイドに置くことが望ましい。策定責任は行政サイドにある。</p> <p>。「事業」についての議会の議論は、第10条第2項、議会は、予算及び決算の審議について、前項の規定に準じて市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする、に基づき予算や決算時での議論とする事が妥当と判断する。</p> <p>■検討経過日程 H24-4-20 第5回検討部会提起、H24-8-30第7回検討部会決定</p> <p>■別紙資料1、「亀山市議会基本条例第10条に掲げる「重要な政策」の定義について」</p>	

議会改革推進会議第7回検討部会確認事項

＜亀山市議会基本条例第10条に掲げる「重要な政策」の定義について＞

- 10条に掲げる「重要な政策」については、基本計画における「政策」「施策」「事業」のうち、「政策」「施策」とする。（下図「亀山の森」参照）
- 「事業」については、施策に基づく行政のアウトプットになり、事業の策定義務は行政サイドに置くことが望ましい。策定責任は行政サイドにある。

「事業」についての議会の議論は、第10条第2項、議会は、予算及び決算の審議について、前項の規定に準じて市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする、に基づき予算や決算時での議論とする事が妥当と判断する。



【参考】

◆議会基本条例における「政策」とは

議会基本条例制定の動きが活発となった背景の一つに、執行部側の「自治基本条例」又は「まちづくり条例」がある。自治基本条例では、まちづくりのプロセスにおいて、その素案段階から住民が参画することによる自主的なまちづくりという意義と、策定されたプロセスの進捗管理を住民も参画して自ら検証する仕組みづくりという意義がある。

この場合において、議会の役割は何か？⇒まちづくりのプロセスにおける基本的方針（方向性）が誤っていないか（独断的になっていないか、偏向的になっていないか）を監視評価することであり、プロセスの中身までを持ってきて議論することではないという流れが主流（不祥事等、住民に説明が必要なケースは別）。

⇒ 議会基本条例を定めている状況下で位置付けられる「政策」とは、首長含め、執行部側から提示される基本方針と捉えるべきである。

但し、議論の過程で発生する資料や、プロセスを明記した資料を拒むものではない。

執行部が示す方向性に対して議論を深めるべきであり、その手続きは首長の責任のもとに進められるべきである。

◆「政策」の定義（村松憲行：NOMA）

「政策とは、国や地方自治体が政府として、そこに抱える問題の解決を図り、国民や住民のより良い生活環境を維持、創造するために示された方向と対応策を示すものである」

方向や対応策の前提は、国や地域に発生する、または発生するだろうという問題です。対応策には、「私たちの自治体はどういう状態を創り出そうとしているのか」という進むべき方向、つまりビジョンがあり、それに基づく具体的な政策的課題を戦略として示すことが必要になります。地方分権が進展する中では、この「政策」を地方自治体が自らの力で創り上げなければならなくなっているのです